

	規定事項	さいたま市議会	川崎市議会	新潟市議会	名古屋市会	広島市議会	北九州市議会
前文	●制定の趣旨、目的、基本原則、基本理念など						
	住民の代表機関としての役割	○	○	○	○	○	○
	行政との関係、監視	○	×	○	○	×	○
	政策立案、政策提案	○	×	○	○	×	×
	開かれた議会	×	○	○	×	×	○
	市民参加	×	×	○	×	×	○
	議員の責務、役割	○	○	×	○	○	○
憲法等と議会に関する規範との関係	○	×	○	×	×	○	
1 総則	●目的等						
	まちづくり、発展	○第1条	○第1条	○第1条	×	○第1条	○第1条
	市民福祉の向上	○第1条	○第1条	○第1条	×	○第1条	○第1条
	市民意思の反映等	×	×	×	×	○第1条	○第1条
	開かれた議会	×	○第1条	○第1条	○第1条	×	○第1条
	●基本理念	×	×	×	×	○第2条	×
	●基本方針	×	×	×	×	○第3条	×
	●基本的事項としての位置づけ	○第34条	○第2条	○第2条	×	○第18条	○第24条
●定義	×	×	×	×	×	×	
2 議会・議員に関する規定	●議会の活動原則、運営						
	公平、透明、信頼性	○第2・4条	○第3・9条	○第3・14条	○第9条	○第4条	○第9条
	開かれた議会	○第2条	×	○第3条	○第2条	×	○第12条
	住民への説明	○第4・15条	○第3条	○第3条	○第2条	○第4条	○第2条
	市民参加の推進	○第17条	○第12条	○第3・8条	○第4条	○第8条	○第2条
	討議の場としての活動	×	×	×	○第2条	×	×
	議長の議会運営に関する責務	○第5条	×	○第5条	×	×	○第9条
	議会、議員の責務	×	○第2条	○第2条	×	×	○第3条
	●議員の活動原則、責務						
	自由な討議の尊重	×	×	×	×	×	×
	市民意見の的確な把握	○第3条	○第4条	○第4条	○第3条	○第5条	○第4条
	住民代表にふさわしい活動	○第3条	○第4条	○第4条	○第3条	○第5条	○第3条
	市民福祉向上を目指した活動	○第15条	×	×	×	×	×
	議員活動に関する説明	○第15条	○第4条	○第4条	○第3条	○第5条	○第4条
議員の政治倫理	○第30条	×	×	×	○第6条	○第3条	
会派	○第16条	○第5条	○第7条	○第13条	○第7条	○第5条	
3 市民と議会に関する規定	●情報公開、説明責任						
	本会議、委員会の公開	×	○第14条	○第10条	○第6条	○第10条	○第12・16条
	議会活動に関する資料の公開	×	○第13条	○第10条	○第6条	○第11条	○第2条
	議会活動に関する報告会開催	×	×	○第8条	○第4・8条	×	○第14条
	広聴・広報機能の充実	○第18・20条	×	○第9条	×	○第9条	○第15条
	重要議案に対する議員ごとの賛否公開	×	×	×	○第6条	×	×
	●市民参加						
市民等の参加による意見交換会開催	×	×	○第8条	×	×	×	
参考人、公聴会制度の活用	○第8条	○第12条	○第8条	○第4条	×	○第13条	
請願・陳情者からの意見聴取	×	×	○第8条	○第4条	×	×	
4 市長等と議会に関する規定	●本会議の形式						
	首長その他の職員の反問権の付与	○第11条	○第11条	○第18条	○第12条	×	○第11条
	●その他						
	議会と首長との関係	×	○第6条	○第11条	○第7条	○第12条	○第6条
	重要政策決定に関する議会の意見聴取、説明	×	○第7条	○第12条	×	×	×
	予算・決算に関する審議・資料の作成	×	○第7条	○第12条	○第8条	×	×
	審議・調査等に必要資料の提供	○第24条	×	×	×	×	○第7条
政策執行に関する監視、評価	○第4・22条	○第3条	○第3・19条	○第2・7条	×	○第2条	
議決事件の拡大	○第25条	○第8条	○第13条	○第7条	×	○第8条	
5 議会運営	一問一答方式の実施	○第11条	○第11条	○第18条	○第12条	×	○第11条
	定例会の回数・会期	○第6条	○第19条	○第23条	○第10条	×	×
	議員相互間の自由討議中心の運営	×	○第9条	×	×	×	○第2条
	議員間の討議による合意形成	×	×	○第16条	○第3・14条	×	×
	政策討論会の開催	×	×	×	○第14条	×	×
6 議会体制(整備・強化)	議会改革の推進	×	×	○第6条	×	○第4・16条	×
	附属機関の設置	×	○第16条	○第20条	○第14条	○第15条	×
	専門的知見(学識経験者等)の活用	○第14条	×	○第20条	×	×	○第18条
	検討会の設置	×	×	×	×	×	×
	積極的な議員提案、機能強化	○第4条	○第3条	○第3条	○第2条	○第14条	○第17条
	議会広報の充実	×	○第13条	×	○第5条	×	○第15条
	委員会等の適切な運営	○第8条	○第10条	○第17条	○第11条	○第13条	○第10条
	議員研修会の充実、強化	×	×	×	×	×	×
	議会図書室の運営、機能強化	○第32条	○第18条	○第22条	○第15条	×	○第20条
事務局の機能強化	○第31条	○第17条	○第21条	○第14条	○第17条	○第19条	
7 雑則	議員報酬	○第28条	○第19条	○第23条	○第16条	×	×
	議員定数	○第27条	○第19条	○第23条	○第16条	×	○第21条
	議員の資産公開	×	×	×	×	×	○第23条
	政務調査費	○第29条	○第19条	○第23条	○第17条	×	○第22条
	条例の最高規範性	×	×	×	×	×	×
	他の条例等との関係	×	×	×	×	×	○第24条
	条例の見直し	○第35条	○第20条	○第24条	×	○第19条	○第25条